

第六中学校 部活動に係る活動方針

1 基本方針

- 部活動は、その年度に所属する教職員により開設される。
- 生徒は、開設される各部の入部規定をしっかりと理解した上で、希望する部に所属することが出来る。
ただし、希望しなければ所属しなくてもよい。

2 ねらい

- (1) 自分たちで、意欲的に取り組むことを学ぶ。
- (2) 趣味・個性を生かし、余暇を有意義に過ごす。
- (3) 明るく楽しい学校生活、望ましい友情を育てる。
- (4) 集団生活のきまりを学び、社会的経験を広める。

3 活動形態

- (1) 開設を希望した顧問と、その入部条件等に賛同し、努力できる生徒によって成立する。
ただし、開設当初の入部希望者が少人数の場合は部活動の開設が出来ないこともあり得る。
- (2) 活動内容、活動日・時間については、顧問が決定する。
- (3) 顧問の判断、決定により、中体連、中吹連の様な外部機関に加盟し、対外試合、コンクール等に参加することが出来る。又、その他の対外的な活動、練習試合等も行う場合もある。
- (4) 指導は、顧問が直接行う。ただし、顧問管理下のもと、外部指導員による活動も認める。
その場合は、学校が承認することを前提とする。
- (5) 開設期間は、1年間限りとし、毎年入部届を提出する。ただし、3年間継続する覚悟で入部する。

4 活動規定

- (1) 活動日は、顧問が判断し決定する。
- (2) 活動時間は、18時までに校門を出られるように時間内で行う。
- (3) 朝練習は、7時15分～8時10分の時間帯で活動し、8時15分までに活動を終了する。
- (4) 職員会議等の場合、原則として再登校での活動はなしとする。
再登校で活動をする場合は、指定された時間に正門を通るようにする。(早く来て、正門付近で待たない。)

5 入部手続き

- (1) 保護者との連署による入部依頼書の提出をもって入部成立とする。

6 兼部、退部、転部、及び途中入部について

- (1) 兼部は原則可能であるが、活動日が重ならず、それぞれの顧問の了解を得ることが条件となる。
- (2) 退部については、担当顧問、保護者、担任等と連絡を取り行う。
(①顧問とよく話合う⇒②保護者の同意を得る⇒③担任に報告をする⇒④退部届を顧問から受け取り、必要事項を記入する⇒⑤退部届に担任のサインをもらう⇒⑥退部届を顧問に提出する)
- (3) 年度途中での入部(4月の時点で、部活動に入部していない者)、転部については、原則として認めない。しかしながら、特別な事情が生じた場合には、担当顧問、保護者、担任とで連絡、調整をし、認めることもある。
(①顧問に入部の意思を伝え、判断を仰ぐ⇒②保護者の同意を得る⇒③担任に報告する⇒④入部届を提出する)

7 きまり

- (1) 服装、靴について
体育の授業で使用しているもの、及び、部指定(顧問が認めたもの)のジャージ、ユニホーム、防寒着をきちんと着用する。運動着、靴、ラケット、グローブ等の教室での管理は、自分のロッカーで行う。
- (2) 更衣、校舎への出入りについて
 - ① 更衣は、体育館の更衣室で行い、荷物は活動場所に持って行く。
 - ② 活動終了後の更衣も体育館更衣室で行い、校舎に入らない。ただし、体育館履きは各人の下駄箱に入れてもよい。(次の日の登校時に教室へ持って行き、置きっ放しにはしない)
 - ③ 文化部も活動場所に移動した後は、他の校舎や教室には入らない。
- (3) その他
 - ① きまりを守れない場合は、活動停止もあり得る。
 - ② 学級、生徒会活動を優先し、その後、部活動に参加する。
 - ③ 解散後は、直ちに下校する。他の部活動の生徒を待つために残ることのないようにする。
また、下校途中に寄り道をしないようにする。